

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

水戸養護学校から分離される不安など訴える

県立こども福祉医療センター民設民営化撤回の陳情を提出



県立こども福祉医療センター民設民営化撤回へ向けて

8月30日、「県立こども福祉医療センターの民設民営化問題を考える会」(以下「考える会」)は、「県立こども福祉医療センター民設民営化撤回を求める陳情書」を橋本茨城県知事に、3874名の署名を添えて提出した。「考える会」から鈴木宏哉代表(元茨城大学教授)、センターを利用している子どもたちと保護者、障害者団体役員(県ダウン症協会会長)、市民団体、高教組組合員など15名が参加し、保健福祉部障害福祉課副参事、係長が対応した。

署名提出に際して、鈴木代表は、「県がすすめようとしている民設民営化では、障害の重い子どもたちが切り捨てられる心配がある」、「民間でできることは県営でもできるはず」と発言し、計画を撤回して県の施設として建て替え、センター機能の充実をはかるよう求めた。

保護者は、「県営の障害児医療専門機関であるからこそ、安心して診てもらえることができる」、「県の責任での医療・訓練内容の充実を図ってほしい」などの要望が述べられた。また、水戸養護学校から離れてしまうことへ大きな不安が語られた。

署名提出後、「考える会」は、

県庁内の県政記者クラブにおいて記者会見をおこなった(写真)。この模様はNHKが当日夕方のニュースで放映し、翌日の読売新聞、茨城新聞などがこの件を報道した。

ひきつづき民設民営化撤回を求める署名

茨高教組障害児学校部は、「民設民営化」の問題点を広く県民に訴え、障害を持った子どもたちが安心して、治療、訓練等が受けられるよう、「考える会」と共に運動を継続し、引き続き、職場での「民設民営化撤回を求める」署名に取り組む。

分会代表者会議・学習会

2010年10月23日(土) 13:30 - 16:00

水戸市民会館 103会議室

学習会

「教職員の労働基本権を考える

—検討すすむ労働協約締結権—

講師 蟹沢 昭三(全教中央執行委員・生権法制局長)

討議

賃金確定交渉・人事異動・組織拡大

さらなる実効へ向けて ～ 3000万署名と 障害児教育の充実を求める署名運動

少人数学級を求める署名

「3000万署名」以来続けられてきた「教育全国署名」により、全国で唯一40人学級に固執していた東京都が2010年度から39人学級に踏み出したことにより、すべての都道府県で「少人数学級」が実施されることになった。

このような全国の流れの中で、文部科学省は来年度概算要求で、2011年度からの8カ年計画で小中学校の35人学級を実現するための「新教職員定数改善計画」の初年度分として、8300人分の教員増(小学校1・2年生の35人学級の実現分を含む)の予算2427億円を計上した。一方で、高等学校と障害児学校については、若干の定数改善計

画が示されるものの学級定数の改善は見送られた。

概算要求として示されたとはいえ、財源問題など予断を許さない情勢もある。小中学校での35人学級実現を確実なものとし、さらに高等学校での35人学級実現、障害児学校の教職員の大幅増員を実現していくために、今年度の「教育全国署名」のとりくみは大きな意味を持つ。家族、知人の方も含めて「教育全国署名」をさらに広げる必要がある。

障害児教育の充実を求める署名

長年続けられた「茨城の障害児教育の充実を求める請願」により、2009年12月県教育委員会は「県立特別支援学校整備計画」を策定・公表した。結城養

護学校の過密解消のために、境西高校跡地への新校設置、勝田養護学校の過密解消のための「分校」設置などが盛りこまれた。

しかし、今回出された「整備計画」は十分なものではなく、2014年に計画が完了しても児童生徒数200名以上の過大校の数は7校にもなり、抜本的な教育条件の改善にはならない。

また、普通教室不足は年々増え続け、ついに今年度は164教室不足になってしまった。教室不足は様々な教育活動の支障をきたし、ゆとりを持った教育ができにくくなっている。

障害児学校の子どもたちが安心して楽しく学び、自らの力を高めていくためには、豊かな教育条件が必要である。高教組は県議会請願署名運動を推進する。

教育課程研究協議会には必ず出席しなければならないのか？

問題だらけの県教委の対応 ～猿島高校分会からの問題提起

教育課程研究協議会への猿島高校の対応

毎年夏休みになると、県教委主催の「教育課程研究協議会」なるものが開催される。県教委から今年6月にその実施要項が学校に届き、参加者氏名を報告するようにとの指示があった。

猿島高校の地歴・公民科で早速教科会を開き協議したが、今年は3名の教諭のうち、2名はそれぞれ3学年主任、進路指導部就職指導係兼3学年副主任であり、夏休み中は現下の不況の中での就職指導で多忙を極め、とても8月10日、17日には参加できないということになった。また残り1名の教諭も体調の理由から参加は難しいということになり、結局今年は参加を見合わせることにし、その旨校長に伝えた。これを受けて7月初旬、校長が今年は参加者がいない旨理由を記して高校教育課に報告した。

電話のやりとりにおける高校教育課の対応

7月16日(金)高校教育課指導主事・井坂孝氏から猿島高校教頭に「必ず参加させるように」との電話があり、教頭は「何とか参加できないか」と地歴・公民科に相談にやってきた。

それを受け同日中に地歴・公民科主任の村上教諭が井坂氏に

電話をした結果、以下のやりとりがあった。

村上「必ず参加するようには、強制なのか。強制する法的根拠はあるのか。電話をするなら教頭ではなく校長に直接すべきではないか。」

井坂「強制というわけではないが、必ず参加してほしい。参加させる法的根拠はある。」

村上「必ずというには、ふつうに日本語を考えれば強制的にでもという意味だろう。その法的根拠なるものの説明を、高校教育課長の了解を得て、文書にしてFAXしてほしい。」

井坂「分かりました。」

翌々日の7月18日(日)(この日はPTA行事があり授業日)指導担当課長補佐・桐原武文氏から村上教諭に電話があり以下のやりとりがあった。

桐原「一昨日はまことにすみませんでした。井坂は今年指導主事になったばかりで不慣れなものですから、先生のおっしゃる通り校長に話すべきではなく、こちらも文科省に研修に行っているものですから、できるだけ参加していただきたいというお願いです。」

村上「そうですか。来年は支障がなければ参加を検討しましょう。」

7月20日に課長補佐と猿島高校長との電話でのやりとりで、一応参加者としてA教諭の氏名を報告するが、当日体調が思わしくないときは欠席するということで折り合いがついた。

教頭から相談されたA教諭も、そういうことであれば仕方ないでしょうということでした。A教諭は、8月10日の地歴科の教育課程研究協議会、17日の公民科の教育課程研究協議会ともに体調が思わしくないため欠席した。

問題のある井坂指導主事の言動

ところが後日、研修会に参加した他校の教諭から聞いたところでは、井坂指導主事が全体会場で、出席者全員に「猿島高校のA先生は本日手術のため欠席です。したがって資料はありません」と述べていたとのことである。ちなみに、A教諭が「手術」を受けた事実はない。

これは大変問題のある行為である。地歴・公民科の指導主事ともあろう彼が、個人のプライバシーの大切さを知らないわけではないだろう。

「ご都合が悪くなり欠席です」くらいならばいいだろうが、個人の健康状態に関する情報(しかも事実と異なる)を全県から集まった教諭に知らせるとは、プライバシーの侵害も甚だしい。

指導主事の人権意識を疑わざるを得ない。

この件については後日、校長が課長補佐に問題を指摘した。

県教委による研修の強制は違法

県教委主催の研修会には必ず参加すべきなのだろうか。もちろん、指導担当課長補佐・桐原武文氏が言った通り、答えは否である。参加する義務もなければ、参加を強制する法的根拠もない。

過去において、県教委は茨高教組との交渉の場で、研修会への参加は「職務命令を出してまで強制できるようなものではない。」「学校行事等と重なる時には、学校の方を優先してもらって結構です。」と述べている(1987年7月)。指導担当課長補佐はその点をよく理解しているといえる。

指導主事の越権行為

もともと「指導主事」は、教育委員会の事務局(教育庁)の一員であり、その仕事は「上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事すること」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第3項)である。あくまで「事務」に従事するにとどまる。

しかも教諭が指導主事になった「充て指導主事」の場合は、身分は「教諭」のままである(本県の場合はこれに該当)。

「指導主事」には、学校現場の都合も聞かずに、一方的に「課

題」の提出まで強制したり、必ず参加しろなどという権限はない。ましてや同じ「教諭」に対して、指導内容・方法がいいだの悪いだのと講評できような立場にもない。

このままでは小規模校の負担は大きい

また参加する側についていえば、教科の教諭数が多い大規模校と、一教科に教諭がわずか2、3名しかいない小規模校では、夏季休業中の仕事の都合や負担は全く異なるものである。

実際、同一教科に7、8名といった大人数の教諭がいる学校では、伝達講習に参加したこともない人も多いただろうが、教科に教諭が2名しかいないような学校では、強制的な参加となれば、地歴科、公民科と手分けしても、他の仕事で多忙な中を無理して、毎年同じような内容の研修会に出張しなければならないことになる。

ちなみに猿島高校の場合、この数年間は講師がいたこともあって、教諭2名が何とか遣り繰りして毎年参加してきたが、教育課程研究協議会についての感想を言わせてもらえば、いつも同じような内容であり、毎年参加しなければならないものではない。

今年は新学習指導要領の伝達講習ということで、新米の指導主事も張り切りすぎたのかもしれないが、多忙な中を指導主事の「私たちはきちんと仕事しますよ」などというアリバイづくりに付き合っている暇は、我々にはない。

教育課程研究協議会の改善を

学習指導要領や各教科等の解説はすでに配布されており、いちいち研修会などに行かなくても、内容は分かる。ただし、学習指導要領や解説は、読めば読むほど疑問が生じる内容である。

例えば、「21世紀は知識基盤社会になると言われている」というが、誰がそう言っているのか。グローバル化は肯定的に評価すべきか。「学校の教育活動全体を通じて行う」とされる道徳教育の道徳とは何なのか。そもそも個人によって異なる道徳観を考えれば、道徳は教えられるものなのか。「国を愛する」の国とは何なのか、等々。これらの点についてはぜひ県教委に解説していただきたい。

希望する教諭対象だとしても、県教委は毎年多額の旅費を使って、全県から多くの教諭を集めて研修を行うのであれば、費用対効果を考慮して、もっと実あるものにするように工夫してほしいものである。

例えば、県教委は従来一方的に課題を指示してきたのであるが、どのような内容の研修を希望するのかについてあらかじめ各学校の教諭にアンケートをとるなどすべきではないだろうか。とりわけ今年度の場合は、文科省の説明のみを後生大事にかつ上意下達的にただ伝達するのではなく、新指導要領の内容や指導要領の抱える問題点について、真剣な討議が行われるようにすべきではなかったのか。

県教委に対しては来年度以降、参加のありかたと内容について、改善されることを望みたい。